

# 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

## 1 地域福祉計画とは

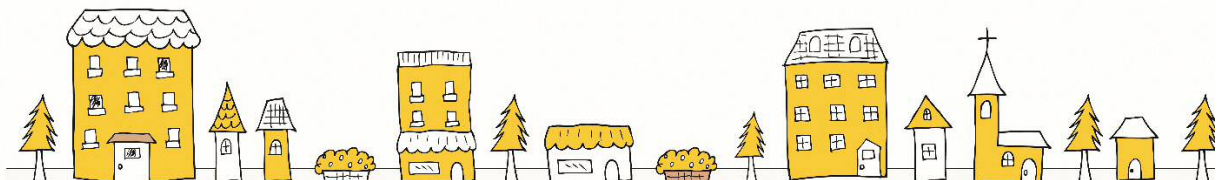
地域福祉とは、誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域に関わるあらゆる人が「我が事」として力をあわせてともに生き、ともに支え合い、生活をともに楽しむ地域をつくりあげていくことです。

地域福祉の考えは、その地域に暮らす・働く・関わりがある人、団体、学校園、企業など、全ての人が主役です。

そのため、本市の第4次地域福祉計画では、「ちいき」の力をあわせて、私たちの「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをつくることを目指し、みんなが主体的に取り組を進める計画として推進していきます。

地域福祉とは・・・

「ちいき」の力をあわせて、わたしたちの  
「ふ」だんの  
「く」らしの  
「し」あわせをつくること



## 2 計画策定の背景と趣旨

---

### (1) 社会情勢，環境

わが国は，少子高齢化が進むとともに人口減少が本格化してきており，社会経済の担い手が減少し，地域の活力や持続可能性を脅かす課題となっています。また，ICTの急速な発達，グローバル化，価値観の変化・多様化などにより，人々の暮らしや働き方，考え方が大きく変化してきています。

こうした社会構造の変化などを背景として，地域・家庭・職場といった生活の様々な場において支え合いの基盤が弱まってきており，人々が暮らしていく上での課題は，80歳代の高齢者である親が50歳代の中老年のひきこもりの子の生活を支える「8050問題」，介護と育児を同時に担う「ダブルケア」，本来大人が担うような家族の世話や家事を子どもが担う「ヤングケアラー」など，複雑化・複合化するとともに，「生きづらさ」も多様化してきています。また，介護保険制度，障がい者支援制度，子ども・子育て支援制度等，単一の専門分野の制度利用や支援だけでは解決が困難なケースも増加しており，「支援の難しさ」も大きな課題と言えます。

さらに，新型コロナウイルス感染症の影響により，失業の増加，外出機会や交流の制限による諸課題への対応が求められるとともに，従来型の生活様式からの転換が迫られており，暮らしにおける人と人とのつながりを再構築し，孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会にしていくことが，強く求められています。

### (2) 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正

地域共生社会とは，制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超え，互いに支え合い，世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに築いていくことができる社会のことです。人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ，「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年（2016年）6月2日閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれました。

厚生労働省では，「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年（2017年）2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて改革が進められ，平成29年（2017年）6月には，社会福祉法が一部改正されました（平成30年（2018年）4月施行）。この法改正により，地域福祉の理念に加え，地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また，地域福祉計画の策定については市町村の努力義務となり，福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置付けられました。

さらに，令和2年（2020年）6月の社会福祉法の改正では，市町村が包括的な支援体制を整えるため，「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っていく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

### (3) 重層的支援体制整備事業の取組

重層的支援体制整備事業は、属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットをつくることを目指す事業です。支援の対象者も、福祉、保健医療、住まい、就労、教育、孤立などの課題を抱える全ての市民であり、属性は問わず、どのように支援体制を整えていくかは、各市区町村が具体的な取組を検討し、地域の実情にあった方法で進めていくこととなります。

この事業を進め、各分野の支援体制の連携が強化されていくことで、支援を必要とする人がより適切な支援や制度につながるようになり、参加のための支援や人と人とのつながりを地域につくっていくことで、深刻化するケースを未然に防ぐことができるようになって考えられています。

また、日ごろ支援を行っている福祉の専門職や団体にとっては、支援者同士のネットワークが強化されることで、対象者の抱える生活課題の全てを1か所で抱え込む必要がなくなり、負担が軽減されるようになります。

本市は、令和4年度(2022年度)から重層的支援体制整備事業を本格的に進めていきます。既に取り組んでいる相談支援や地域づくり支援等の拡充を図り、①アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと、②本人や世帯を包括的に受け止め支えること、③本人を中心に本人の力を引き出す観点で行われること、④信頼関係をもとに継続的に行われること、⑤地域住民のつながりや関係性づくりを行うことを理念とし、実施していきます。

### (4) 成年後見制度の利用促進

平成28年(2016年)5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、政府が定めた基本計画を勘案し、市町村において成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

現在、国の「成年後見制度利用促進基本計画(～令和3年度(～2021年度))」の見直しの議論が、次期基本計画(令和4年度～(2022年度～))の策定に向けて専門家会議によって精力的に行われています。成年後見支援や成年後見制度利用促進に限定することなく、意思決定支援や権利侵害の回復支援、自立生活と地域社会への包容を視野に入れた権利擁護支援の理念をもとに、地域共生社会の実現にも寄与する基本計画の方向性が中間とりまとめの中で示されています。既に本市では権利擁護支援センターを先行して設置し、支援の実績を積み重ねてきていることを踏まえ、地域福祉計画の項目の中で、これまで以上に地域共生のための支援に貢献できる施策を充実させることが求められています。

### (5) 再犯防止の推進

平成28年(2016年)12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画を定めるよう努めるものとされました。その後、令和元年(2019年)12月には、再犯防止推進計画加速化プランが策定され、再犯防止施策のうち、より重点的に取り組むべき課題の一つとして、地方公共団体との連携強化の推進が掲げられました。犯罪や非行を

した人の中には、安定した仕事がない、貧困や病気、身寄りがいないなど地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在するため、犯罪や非行からの立ち直りには、地域社会の温かい見守りや安定した生活を送るための支援が必要とされています。

## (6) その他国の動向等

平成27年(2015年)4月に「子ども・子育て支援新制度」が開始され、地域の子ども・子育て支援の充実が図られてきていることや、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の平成30年(2018年)及び令和2年(2020年)の改正により、基本理念として「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」が明記されるとともに「心のバリアフリー」などソフト面の推進が強化されるなど、各分野において制度の整備が図られてきています。

また、本市では、「芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を制定(令和3年(2021年)1月1日施行)し、全ての市民が障がいの有無で分け隔てられることなく、お互いを尊重し合いながら共生する地域共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

## (7) 策定の趣旨

本市では、平成19年(2007年)3月に地域福祉計画を策定し、5年ごとに見直しを図りつつ計画に基づく活動や事業を展開してきました。平成24年(2012年)を開始年度とする第2次地域福祉計画からは、地域福祉計画を「保健福祉のマスタープラン」と位置付け、芦屋市社会福祉協議会(以下、「社会福祉協議会」という。)が策定する「地域福祉推進計画」とも連動させながら推進してきました。

これまで、相談支援の取組については、庁内関係課や関係機関との調整を行うトータルサポート機能と、保健福祉センターでは属性を問わず相談を受け付ける総合相談窓口の設置や、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施することで、属性や分野の狭間への支援に取り組んできました。また、地域づくりに向けた取組としては、芦屋市創生総合戦略とも連動し、公民協働でのプロジェクトに取り組む「地域福祉アクションプログラム推進協議会」、地域住民との協働の基盤となる「地域発信型ネットワーク」や、企業・団体等との連携により地域課題の解決を目指す「こえる場!」において具体的な活動に取り組んでいます。

第4次地域福祉計画においては、第3次計画における取組を継承・発展させながら、本市の地域福祉をとりまく状況の変化や国の動向を踏まえ、以下の4つの目的をもって策定します。

- ア 第3次地域福祉計画の評価をもとに、継続・充実が必要な事業や課題に計画的に取り組む
- イ 地域共生社会の実現に向けて、多様な人・組織が「できること」や「したいこと」で地域福祉に参加できるような仕組みづくりを進めていく
- ウ 重層的支援体制整備事業の実施による、庁内外の連携や専門職等の多機関協働などの体制づくりを進めていく
- エ 成年後見制度の利用促進及び再犯防止の推進について計画項目として盛り込む

### 3 計画の位置付け

#### (1) 法的な位置付け

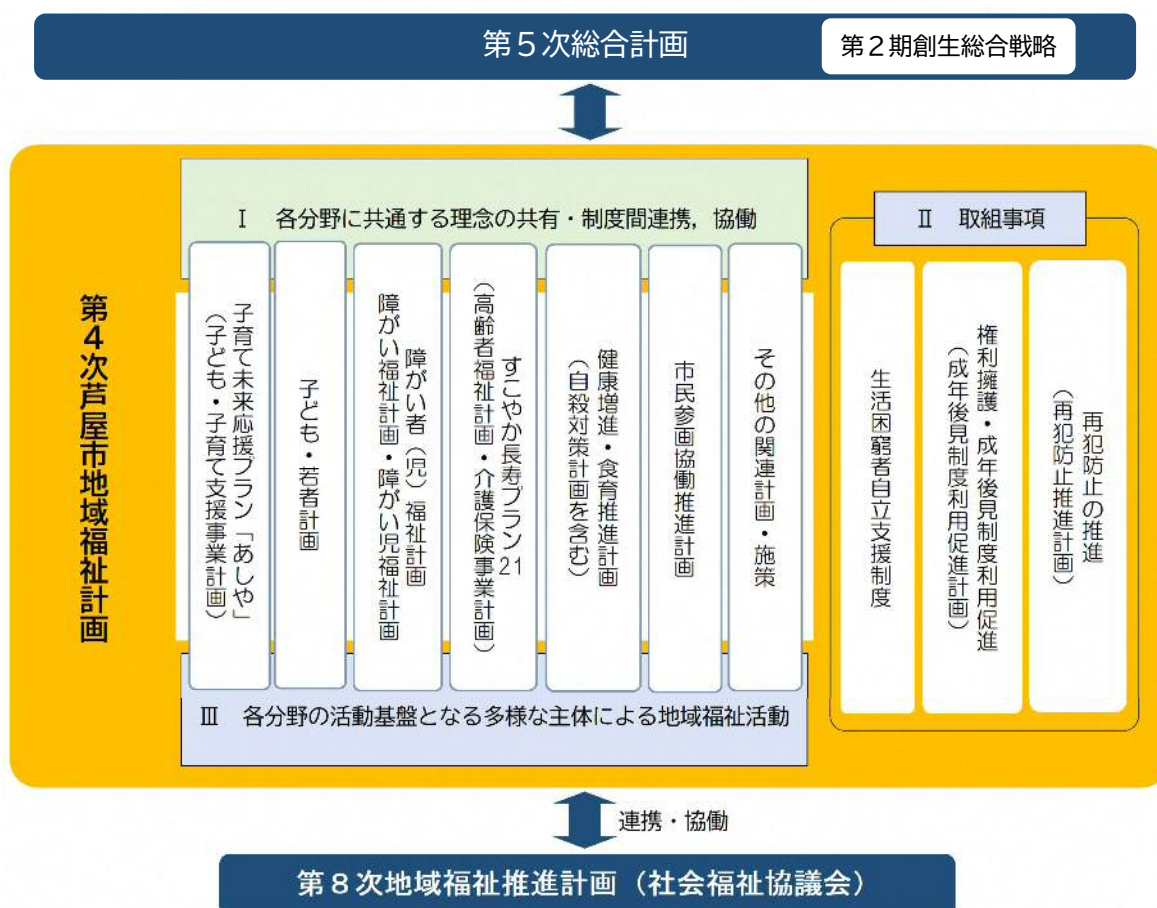
本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」に位置付けられます。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に規定する「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」の策定が努力義務とされたことから、第 4 次では、この 2 つの計画を包含する計画として策定しました。

#### (2) 他計画との関係

本計画は、本市の地域福祉推進の基本的な指針となる計画です。本市のまちづくりの基本方針である「芦屋市総合計画」の部門別計画として、他の部門と連携を図りながら、地域福祉の視点でのまちづくりを推進するほか、人口減少への歯止めをかけ、魅力あるまちづくりを進めるための「芦屋市創生総合戦略」とも連動させて推進します。

また、地域福祉を総合的に推進していくための「保健福祉のマスタープラン」として、関連する各分野別計画と連動させ、協働による相互の効果的な施策の推進を目指します。

また、地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会が策定する「第 8 次地域福祉推進計画」とも連動し、公民協働のもとでの地域福祉を積極的に推進していきます。



## 4 計画の期間

---

計画の期間は令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。ただし、社会情勢や制度の見直しなど、状況が大きく変化した場合には、計画の期間中においても必要な見直しを行うこととします。

## 5 計画の策定方法

---

本市では、附属機関である社会福祉審議会に置かれた部会（以下、「地域福祉部会」という。）が地域福祉計画の策定を担いますが、幅広い世代や立場の市民及び関係者の参加と協働を図り、計画の実行性と推進体制を充実するため、市民会議や検討チームによる検討会が地域福祉部会を補完する形で策定作業を行いました。

また、広く市民の意見を反映した計画とするため、市民意識調査や市民意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。

### （1）策定のための審議

#### ア 社会福祉審議会・地域福祉部会等による審議

地域福祉計画が福祉分野の「上位計画」として位置付けられた平成30年（2018年）4月施行の社会福祉法の改正を踏まえ、計画の策定は従前の策定委員会ではなく、地域福祉部会が担うこととなりました。まず、地域福祉部会において第3次地域福祉計画の評価を行い、継続・充実が必要な事業や課題について第4次計画の施策と関連づけ推進していくことを確認しました。次に、社会福祉法の改正、第3次地域福祉計画の評価、本市の現状等を勘案しながら本計画の原案を策定し、地域福祉計画推進本部及び社会福祉審議会での審議を経て、計画を策定しています。

### （2）具体的な内容の検討

#### ア 地域の福祉を話し合う市民会議

本市では、地域福祉計画の策定時に、ワークショップによる市民会議を開催し、地域福祉に関わる様々な市民の声を計画に反映することを大切にしてきました。今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、規模を縮小して開催しました。

市と社会福祉協議会が協働で企画・運営し、公募委員、福祉関係団体、ボランティア団体等のほか、地域支え合い推進員（制度上では「生活支援コーディネーター」とされていますが、本市では「地域支え合い推進員」の名称で活動しています。）も参加し、「芦屋をこんなまちにしたい」という思いを共有し、意見を出し合いました。「身近な地域で気軽に行ける居場所が必要」、「声掛けやあいさつでご近所同士の関係づくりをすることが大切」、「活動の主催



者も参加者も楽しい環境をつくる」など、多くの意見やアイデアが出されました。

市民会議の報告書は、市ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.ashiya.lg.jp/fukushi/documents/houkokusho.pdf>



## イ 検討チームによる検討会

本計画に取り入れるべき内容を、より具体的に検討していくため、調査、検討、協議する場を地域福祉部会の下部組織として、幅広い世代や立場の市民、法人・団体、関係機関、市職員等から構成される検討チームを組織しました。

検討チームはテーマごとに、A・B-1・B-2・Cの4つのチームに分け、具体的な企画・運営は市民会議と同様、市と社会福祉協議会が協働で担いました。

<各チームのテーマ>

- Aチーム 市民参加による行政・専門職との協働活動の充実について
- Bチーム 重層的な支援体制整備に向けた既存事業や体制の見直しについて
  - B-1 生活困窮者自立支援制度及び権利擁護支援について
  - B-2 生活支援体制整備事業について
- Cチーム 多様な主体の参加につながるまちづくりの仕組みについて

検討結果を地域福祉部会において共有し、本計画に反映しました。

協働先の社会福祉協議会はもちろん、様々な人が参加し検討した実績は、重層的支援体制整備事業の基となり、協働や連携の重要性の意識が高まるという成果を得ることができました。

## (3) 幅広い市民の意見やニーズの把握

### ア 市民意識調査

本計画の策定にあたり、市民が地域とどう関わっているのか、地域福祉活動に関する考え、市の施策に対する意見などについて把握し、より多くの意見を施策の推進に役立てるため、市民意識調査を実施しました。調査の報告書は、市ホームページでご覧いただけます。

- 実施期間 令和3年(2021年)2月5日から26日までの3週間
- 対象者 市内在住の18歳以上の方から無作為抽出した3,000人
- 有効回収率 54.0%

<https://www.city.ashiya.lg.jp/fukushi/documents/yonnjihoukokusho.pdf>



### イ 市民意見の募集(パブリックコメント)

市民の意見や声を広く計画に反映していくため、令和3年(2021年)12月17日から令和4年(2022年)1月25日にかけて市民意見の募集(パブリックコメント)を実施し、14名から47件のご意見がありました。ご意見と市の回答は、市ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.ashiya.lg.jp/fukushi/documents/pabukomekekka.pdf>



# 第4次芦屋市地域福祉計画策定体制





## 第2章 データに見る市の現状

### 1 人口動向（人口推計）

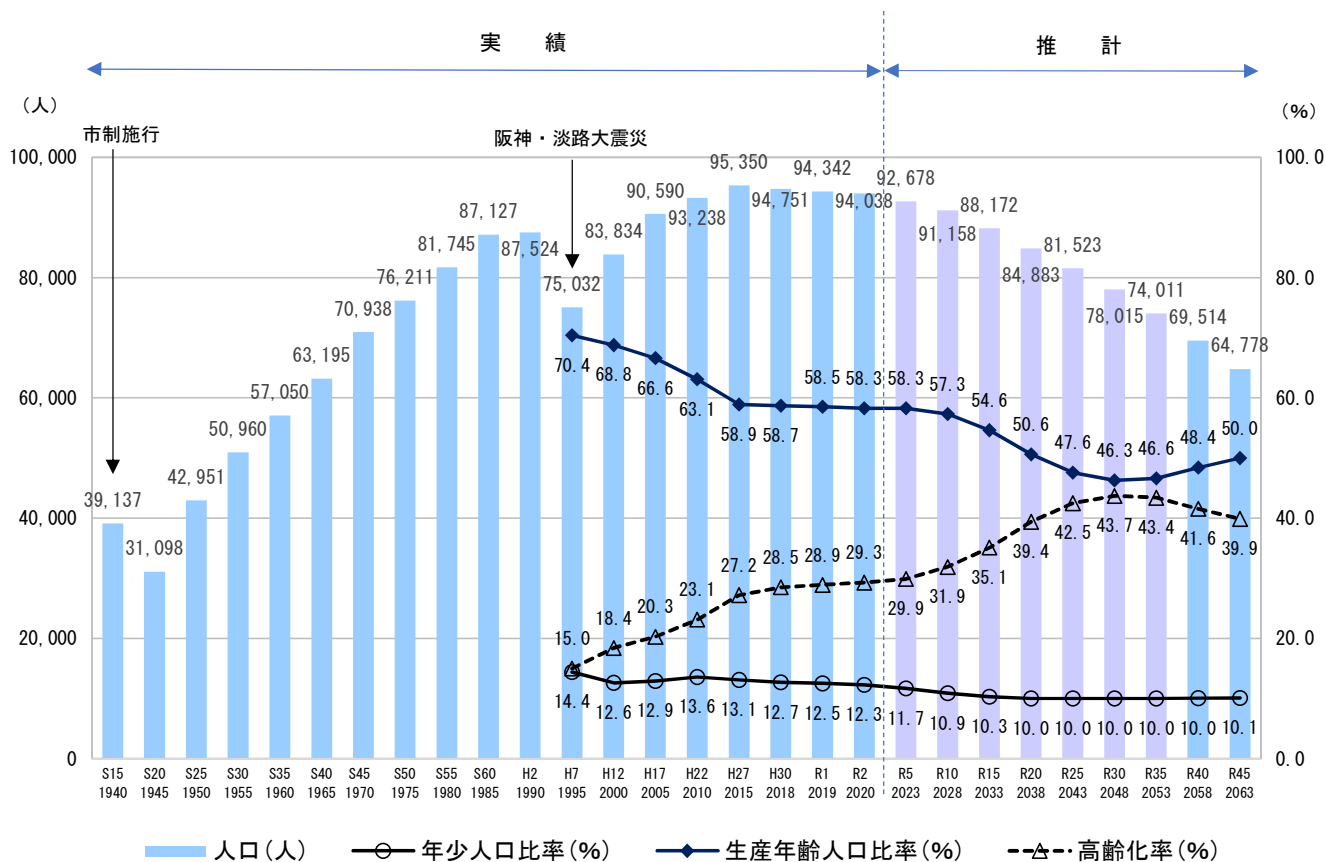
本市の人口は、昭和20年（1945年）から平成2年（1990年）まで増加傾向で推移し、昭和63年（1988年）には88,623人とピークを迎えましたが、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災で75,032人まで減少しました。その後、再び増加傾向にありましたが、平成27年（2015年）の95,350人を最大として、現在はほぼ横ばいで推移しています。

将来人口推計によると、今後、人口減少傾向が続き、令和15年（2033年）には約88,200人と震災前のピーク人口まで減少し、高齢化率は35%を超える見込みとなっています。

平成7年（1995年）以降の年齢3区別の人口比率をみると、0～14歳の年少人口比率及び15～64歳の生産年齢人口比率は低下傾向である一方、65歳以上の高齢者人口比率は令和30年（2048年）まで上昇が続く見込みとなっています。

人口減少、少子高齢化が進むことにより、働き手世代の減少による地域活力の低下、医療・介護等の社会保障関係の一人当たりの負担が増加するなど、生活に様々な影響が生じると考えられます。

■ 芦屋市の人口の推移・将来予測

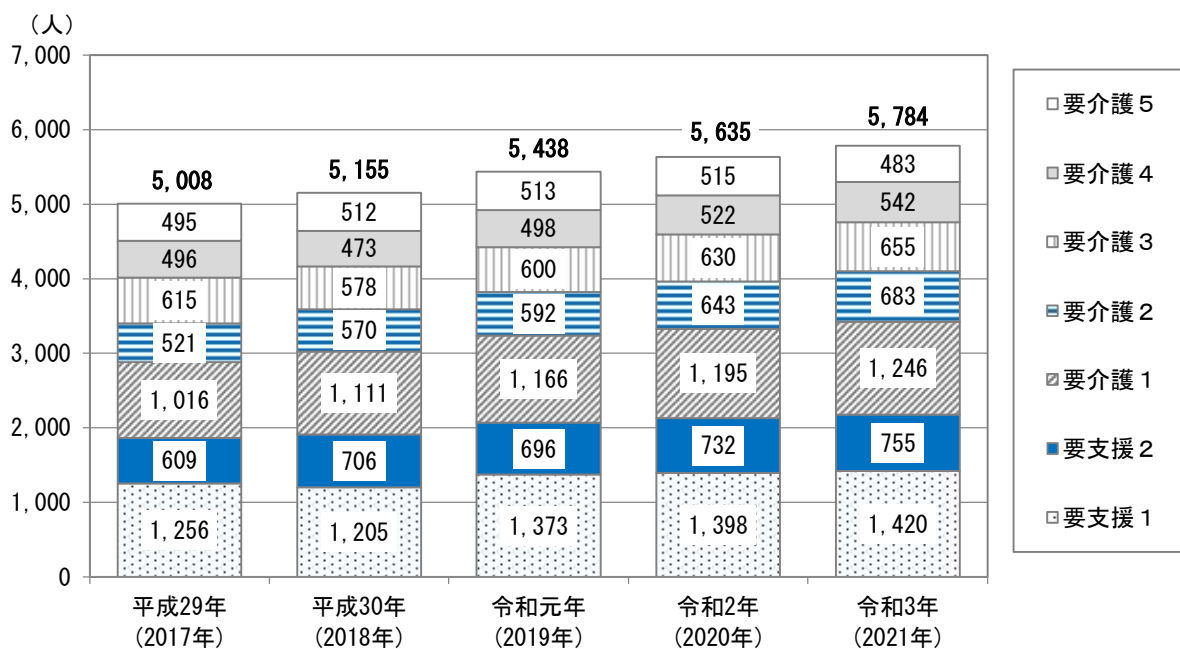


資料：国勢調査（1940年～2015年）、国勢調査をもとに住居基本台帳人口を用い推計（2018年～2020年）、芦屋市推計（2023年～2063年）

## 2 介護認定者の状況（要支援・要介護認定者の状況）

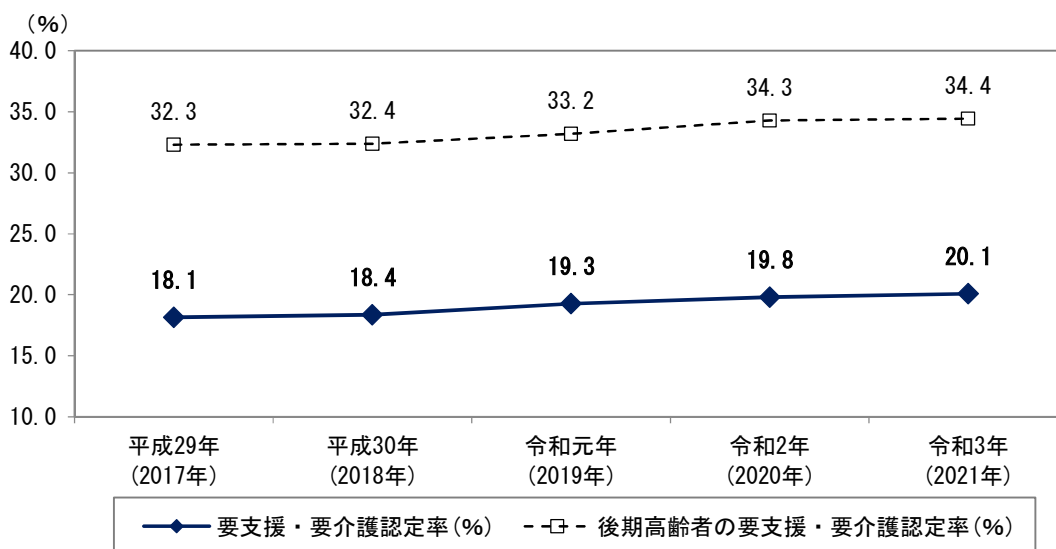
要支援・要介護認定者の総数は年々増加しており、令和3年（2021年）に5,784人となっています。要支援・要介護度別にみると、5年間を通して要支援1が最も多く、令和3年（2021年）に1,420人となっており、要支援・要介護認定者数の24.6%となっています。また、近年の要支援・要介護認定率は、上昇傾向にあり、令和3年（2021年）に20.1%となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移(総数)



資料：厚生労働省「介護保険状況報告」（各年9月月報）

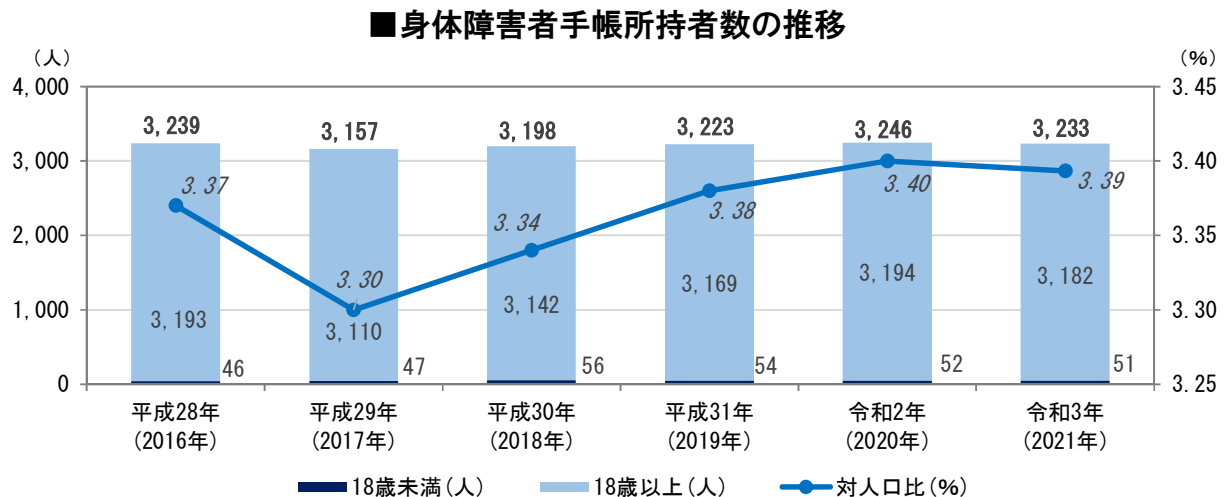
■要支援・要介護認定率の推移(第1号被保険者)



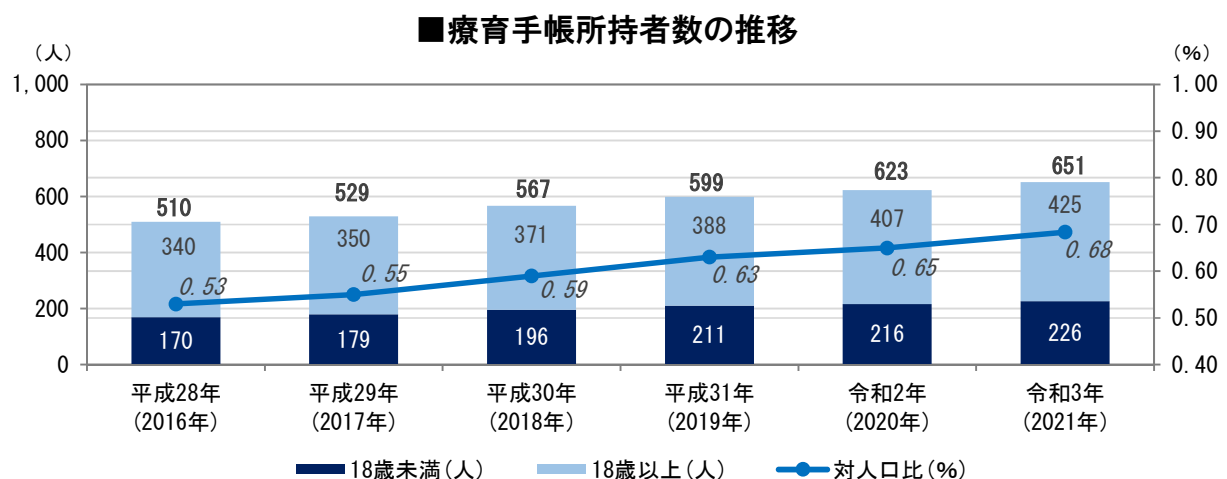
資料：厚生労働省「介護保険状況報告」（各年9月月報）

### 3 障がいのある人の状況（障がい者手帳所持者数の推移）

近年の障がいのある人の状況について主に手帳所持者数でみると、身体障害者手帳所持者は3,200人前後の推移とおおむね横ばいですが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。対人口比をみると、身体障害者手帳所持者数は平成29年（2017年）より上昇が続き、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成28年（2016年）より上昇し続けています。

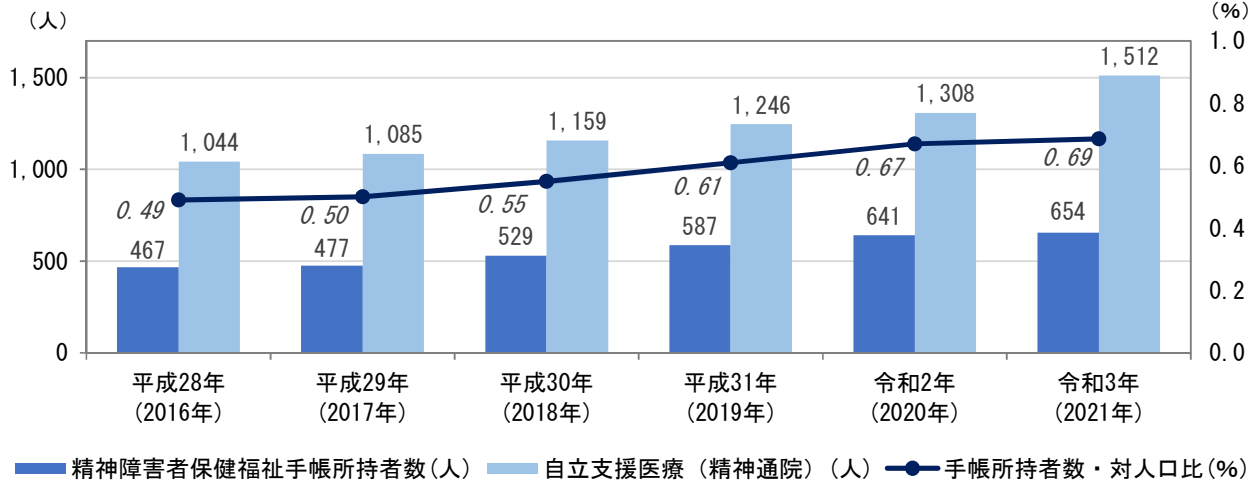


資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

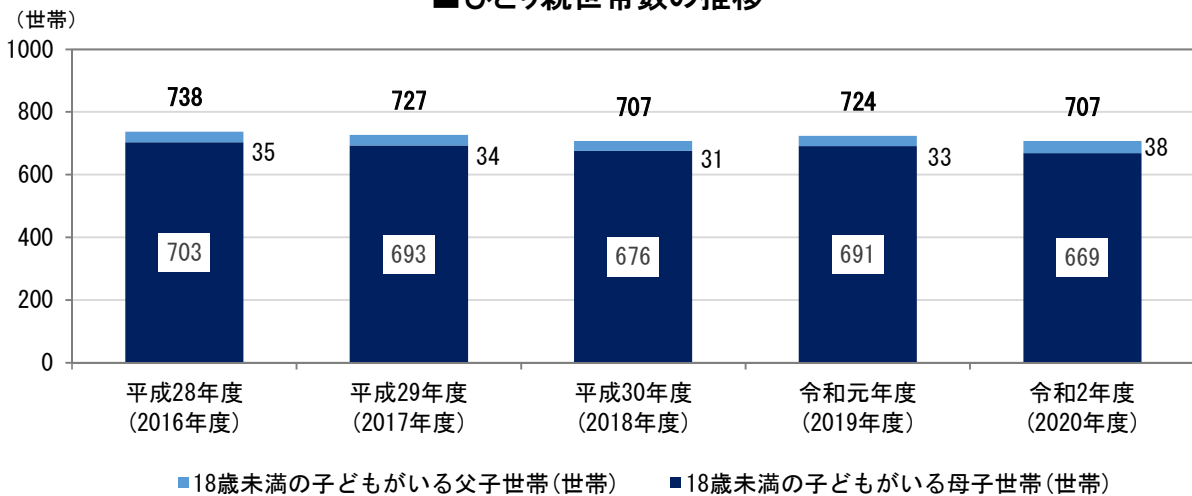


資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

## 4 ひとり親世帯の状況（ひとり親世帯数の推移）

ひとり親世帯数は平成28年度（2016年度）に738世帯でしたが、増減を経て、令和2年度（2020年度）に707世帯となっています。母子世帯・父子世帯それぞれの世帯数は、年度により変動がみられます。おおむね父子世帯は各年度30世帯台で推移し、令和2年度（2020年度）に38世帯と5年間では最も多くなっています。一方、母子世帯は増減を経て令和2年度（2020年度）に669世帯と5年間で最も少なくなっています。

### ■ひとり親世帯数の推移

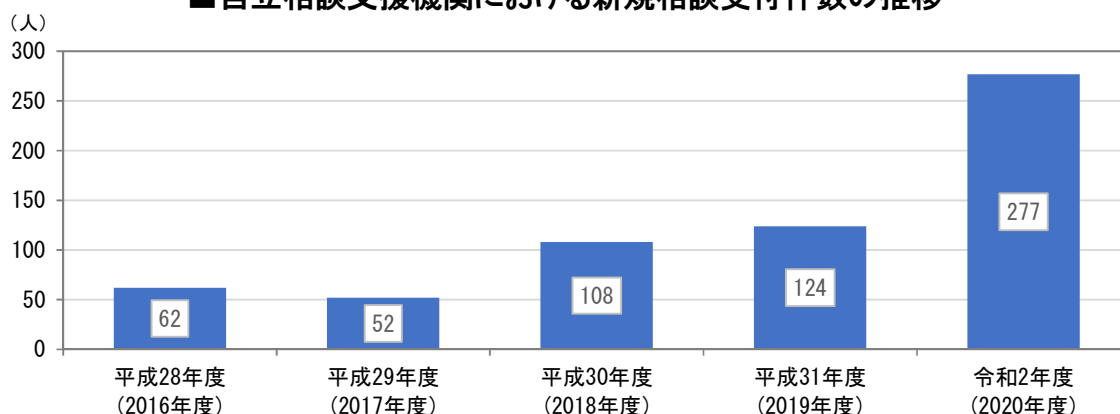


資料：事務報告書（各年度末現在）

## 5 生活困窮に関する状況（生活困窮に関する新規相談受付件数）

自立相談支援機関における新規相談件数は、平成28年度（2016年度）から29年度（2017年度）にかけて若干の減少がみられましたが、平成30年度（2018年度）は増加に転じました。この年、関係機関への窓口周知、総合相談窓口での生活困窮者自立相談支援事業へのつなぎ方を見直したことが影響しています。令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に増加し277件となっています。

■ 自立相談支援機関における新規相談受付件数の推移



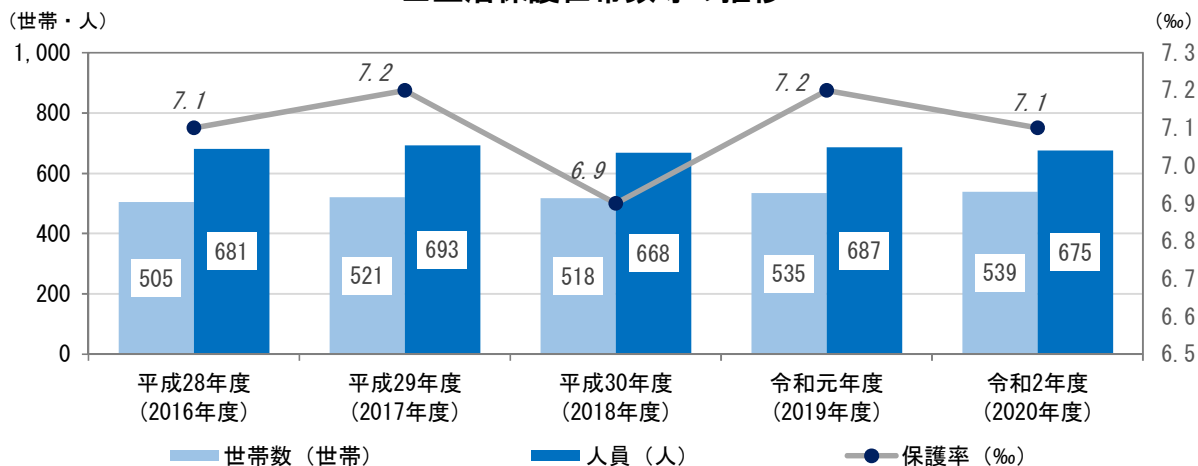
資料：事務報告書（各年度末現在）

## 6 生活保護世帯の状況（生活保護世帯数等の推移）

生活保護世帯数は平成28年度（2016年度）に505世帯でしたが、令和2年度（2020年度）には539世帯となっており、年度による変動はあるものの5年前より増加しています。一方、人員数は増減を繰り返し令和2年度（2020年度）に675人となっています。

保護率は、5年前と同じく7.1%※となっています。

■ 生活保護世帯数等の推移



資料：事務報告書（各年度末現在）

※ % (パーセント) は1000分のいくつであるかを表す (1%は1000分の1)